

入 札 公 告

(建築のためのサービスその他の技術的サービス(建設工事を除く))

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、本業務に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成23年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。

今回の業務に参加可能な実績を有し、業務拠点の参加条件を満たす者は、5者以上が見込まれる。

本業務は、「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）（以下「法」という。）に基づき実施される業務である。

平成23年1月19日

分任支出負担行為担当官

沖縄総合事務局 南部国道事務所長 大原 泉

1. 業務概要

(1) 業 務 名 平成23年度南部国道事務所用地補償総合技術（その3）業務
(電子入札対象案件)

(2) 業務目的 本業務は、南部国道事務所における道路の整備事業等に必要な土地等の取得等及びこれに伴う損失の補償に関する公共用地交渉等を行い、当該事業の用地取得の早期進捗を図ることを目的とする業務である。

(3) 業務の内容

本業務の内容は以下のとおりである。

なお、発注者が受注者にする指示及び承諾行為は受注者の主任担当者に対して行うため、実施する担当技術者又は業務従事者は主任担当者の管理下において作業を行うものである。

- 1) 概況ヒアリング等
- 2) 現地踏査等
- 3) 関係権利者の特定
- 4) 補償額算定書の照合
- 5) 補償金明細表の作成
- 6) 公共用地交渉方針の策定及び公共用地交渉用資料の作成
- 7) 権利者に対する公共用地交渉
- 8) 公共用地交渉後の措置
- 9) 移転履行状況等の確認後の措置
- 10) その他の業務

その他の業務は、移転に伴う法令上の制限の有無及びその内容について、権利者からの情報提供の求めに対する関係機関への確認及びその情報提供等をいう。

11) 本業務の権利者数は60名を予定している。

(4) 本業務の履行箇所

本業務の履行箇所は、以下のとおりである。

一般国道58号沿道環境改善事業

(沖縄県中頭郡北谷町字伊平地内から沖縄県中頭郡北谷町字桑江地内まで)

一般国道331号津波古交差点改良事業(沖縄県南城市佐敷字津波古地内)

一般国道331号新里交差点改良事業

(沖縄県南城市佐敷字津波古地内から沖縄県南城市佐敷字新里地内まで)

一般国道331号新里(南)交差点改良事業(沖縄県南城市佐敷字新里地内)

(5) 技術提案に関する事項

業務を実施するにあたっては以下の視点から競争参加資格確認申請書等を提出する者(以下「競争参加資格確認申請者」という。)は創意工夫を発揮し、質の向上に努めるための、各提案を行うものとする。

1) 業務の実施方針に関する提案

競争参加資格確認申請者は、業務実施の具体的な方法、業務の質の確保の方法等について、業務全般に係る質の向上の観点から取り組むべき事項等の提案を行うこととする。

2) 本業務における留意点に対する技術提案

競争参加資格確認申請者は、下記留意点を踏まえた技術提案を行うこととする。

本業務における留意点(評価テーマ):「公共用地交渉において留意すべき事項及び必要とされる説明事項について」

(6) 成果品について

本業務により提出される成果品は以下のものであるが、その内容において、誤字・脱字、計算間違い、適用基準の間違い、入力間違い等に十分留意すること。

1) 補償金明細表 1式

2) 用地補償総合技術業務協議書 1式

3) 権利者から確認を得た調書の写し 1式

4) 権利者へ提示及び説明した損失補償協議書の写し 1式

5) 権利者の署名押印済みの補償契約書の写し 1式

6) 公共用地交渉記録簿 1式

7) 移転状況確認報告書 1式

8) 用地補償総合技術業務日報 1式

9) 権利者毎の公共用地交渉の達成状況引継書 1式

(7) 履行期間 平成23年4月1日～平成24年3月30日

(8) 本業務は、入札前に業務計画等に関する競争参加資格確認申請書等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の業務である。また、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第85条の基準に基づく価格を設定する総合評価落札方式においては、予定価格が

1,000万円を越える業務の場合には、技術提案の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う。

- (9) 本業務は資料提出、入札を電子入札システムで行う対象業務である。なお、例外的に電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り、紙入札方式に代えるものとする。

2 . 入札参加資格

入札参加資格者は、2 - 1 . に掲げる資格を満たしている単体企業又は2 - 2 . に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

2 - 1 . 単体企業

- (1) 法第15条において準用する法第10条各号に該当する者でないこと。

・なお、入札に参加しようとする者は、競争参加資格を確認する資料として、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに、様式 1 7 に従い、次に掲げる事項を記載した誓約書を提出すること。

法第15条において準用する第10条各号のいずれにも該当しないこと及び暴力団又は暴力団関係者を再委託先としないこと。

暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号）について沖縄総合事務局が沖縄県警察に照会を行うことに異存がないこと。なお、沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者とされることに異存がないこと。

- (2) 予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 沖縄総合事務局における平成 2 3 ・ 2 4 年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請していること。

なお、平成 2 3 年 4 月 1 日時点において、上記の一般競争（指名競争）参加資格の補償関係コンサルタント業務の認定を受けていなければならない。

- (4) 競争参加資格確認申請書等の提出期限の日から開札の時までの期間に、沖縄総合事務局等長から建設コンサルタント業務等に関し、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (6) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (7) 「補償コンサルタント登録規程」（昭和59年9月21日建設省告示第1341号）（以下「登録規程」という。）第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門全ての登録部門において登録を受けていること。

なお、登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の 4 部門全ての登録部門において登録を受けていない企業も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、開札の時に於いて、登録

規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門又は土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門全ての登録部門において登録を受けていなければならない。

2 - 2 . 設計共同体

2 - 1 . に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成23年1月19日付け内閣府沖縄総合事務局開発建設部長公示）に示すところにより、沖縄総合事務局開発建設部長から平成23年度南部国道事務用地補償総合技術（その3）業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下「設計共同体としての資格」という。）の認定を当該業務の開札の日迄に受けているものであること。

2 - 3 . 2 - 1 . (3) に掲げる平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の申請を行っていない者も競争参加資格確認申請書等を提出することができるが、競争参加資格確認申請書等の提出期限までに平成23・24年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望業種を補償関係コンサルタント業務として申請を行うこと。（2 - 2 . に掲げる設計共同体構成員についても同様とする。）

2 - 4 . 入札参加者間の公平性

入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡をとることは、沖縄総合事務局開発建設部競争契約入札心得（昭和54年4月1日開管理第469号）（以下「入札心得」という。）第4条の3第2項の規定（入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。）に抵触するものではないことに留意すること。

1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

親会社と子会社の関係にある場合

親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし については、一方の会社も更生会社又は更生手続が存続中の会社である場合は除く。

一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

3) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記1) 又は2) と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

2 - 5 . 競争参加資格確認申請者に関する要件

(1) 中立公平性に関する要件

入札に参加しようとする者は、本業務の履行箇所に係る被補償者との間において、資本的・人的関係がないこと（ ）。

「資本的・人的関係がないこと」とは、次の1) 又は2) のことをいう。

- 1) 会社法に基づく子会社、親会社の関係にないこと。
 - 2) 入札参加者自身が被補償者でないこと及び入札参加者の役員が被補償者でないこと又は入札参加者の役員が被補償者の役員を兼ねていないこと。
- (2) 業務実施体制に関する要件
- 1) 競争参加資格確認申請書者は、沖縄総合事務局管内に業務拠点（配置予定主任担当者が恒常的に常駐し業務を行うところ）を有するものであること。
 - 2) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
 - 3) 業務の分担構成が不明確又は不自然でないこと。
 - 4) 設計共同体の場合に、業務の分担構成が必要以上に細分化されていないこと。
- (3) 業務実績に関する要件

競争参加資格確認申請者は、平成13年度以降に完了した以下に示す業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。ただし、沖縄総合事務局開発建設部用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び「補償コンサルタント登録規程の施行及び運用について」（平成20年10月1日付け国土用第43号。以下「運用通知」という。）記1の別紙に定めるいずれかの業務（用地補償技術業務、用地補償総合技術業務及び用地関係資料作成整理等業務を含む。）

2-6. 配置予定主任担当者等に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 配置予定主任担当者の資格等

業務の履行をつかさどる者として、下記1)、2)、3)、4)及び5)のすべての条件を満たす者1名を主任担当者として置かなければならない。

1) 次のいずれかの資格等を有するもの。

イ 公共用地交渉業務及びこれに関連する業務を総合的に行う業務に関し7年以上の実務の経験を有する者であって、補償業務に関し5年以上の指導監督的実務の経験を有する者。

ロ 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験7年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者。

ハ 登録規程第2条第1項の別表に掲げる総合補償部門に係る補償業務管理者。

ニ 社団法人日本補償コンサルタント協会が定める「補償業務管理士研修及び検定試験実施規程（平成3年3月28日理事会決定）（以下「実施規程」という。）第3条に掲げる総合補償部門において実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

ホ 実施規程第3条に掲げる土地調査部門、土地評価部門、物件部門及び補償関連部門の4部門すべてにおいて実施規程第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士。

2) 配置予定主任担当者が必要とされる同種又は類似業務等の実績

配置予定主任担当者は、平成13年度以降に完了した以下に示す同種又は類似業務（平成22年度完了予定も対象に含む）において、1件以上の実績を有すること。た

だし、沖縄総合事務局開発建設部用地関係業務成績評定要領に基づく業務成績が60点未満の場合は実績として認めない。

業務実績には、平成13年度以降に元請として同種又は類似業務に従事した経験のほか、出向又は派遣、再委託を受けて行った業務実績も同種又は類似業務の実績として認める。また、発注者として従事した同種又は類似業務の経験も実績として認める。

同種業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定める補償関連部門の補償説明業務又は総合補償部門の公共用地交渉業務（用地補償技術業務及び用地補償総合技術業務を含む。）。

類似業務：国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社又は土地収用法第3条各号の一に規定する事業を行う者が発注した登録規程第2条第1項の別表及び運用通知記1の別紙に定めるいずれかの業務（同種業務を除き、用地関係資料作成整理等業務を含む。）。

3）恒常的雇用関係

配置予定主任担当者は、本業務の履行期間中（契約日から業務完了まで）に、本業務の競争参加資格確認申請者と直接的雇用関係がなければならない。

4）手持ち業務量

配置予定主任担当者は、平成23年4月1日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のもの及び落札決定通知を受けているが未契約のものを含む。また、履行期限が平成23年3月31日以前となっているものは含まない。さらに、複数年契約の業務の場合は、当該年の年割額とする。以下、同じ。）が4億円未満かつ10件未満であること。ただし、手持ち業務量とは主任担当者及び担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

平成23年4月1日現在での手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満にするものとする。

また、本業務の履行期間中は主任担当者の手持ち業務量が契約金額4億円未満、件数で10件未満（平成23年4月1日現在での手持ち業務に、国土交通省所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札したものがあれば契約金額で2億円未満、件数で5件未満）を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該主任担当者を、以下の から までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

当該主任担当者と同等の同種又は類似業務実績を有する者。

当該主任担当者と同等の技術者資格を有する者。

当該主任担当者と同等以上の業務成績平均点を有する者。

手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置

予定主任担当者の手持ち業務量の制限を超えない者。

5) 予定主任担当者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(2) 配置予定担当技術者の資格等

担当技術者を設置する場合は、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者を置かなければならない。

1) 2-6.(1)1)に掲げるいずれかの資格等を有するもの。

2) 配置予定担当技術者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

(3) 配置予定業務従事者の資格等

配置予定業務従事者については、下記1)及び2)に示す条件をすべて満たす者であること。

1) 公共用地取得に関する補償業務について、3年以上の実務経験を有する者(行政機関の職員としての経験、民間コンサルタントの職員としての経験の別を問わない)。

2) 配置予定業務従事者自身が被補償者でないこと及び被補償者の役員を兼ねていないこと。

2-7. 競争参加資格確認申請書等に関する要件

競争参加資格確認申請書等において、内容が殆ど記載されていない、又は提案内容等が判断できない場合は競争参加資格がないものとする。

3. 総合評価落札方式に関する事項

(1) 落札者を決定するための基準

落札者の決定は、総合評価落札方式により行うものとする。

入札参加者は、価格及び競争参加資格確認申請書等をもって入札をし、次の各要件に該当する者のうち、下記(2)総合評価の評価方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

1) 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。なお、予定価格は、設計図書に基づき算出するものとする。ただし、国の支払いの原因となる契約のうち予定価格が1,000万円を超える請負契約について落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者としてすることがある。

2) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は、予決令第86条の調査及び業務完了後に業務コスト調査を行うものとする。

3) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決める。

(2) 総合評価の評価方法

1) 評価値の算出方法

評価値の算出方法は、以下のとおりとする。

評価値 = 価格評価点 + 技術評価点

2) 価格評価点の算出方法

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

価格評価点 = (価格評価点の満点) × (1 - 入札価格 / 予定価格)

価格評価点の満点は30点とする。

3) 技術評価点の算出方法

競争参加資格確認申請書等の内容に応じ、下記 、 、 、 の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与える。

なお、技術評価点の満点は60点とする。

予定技術者の経験及び能力

実施方針

技術提案

技術提案等の履行確実性

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (技術評価点の満点) × (技術評価の得点合計 / 技術評価の配点合計)

技術評価の得点合計 = (に係る評価点) + (技術提案評価点) × (の評価に基づく履行確実性度)

技術提案評価点 = (に係る評価点) + (に係る評価点)

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒900 - 0001 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電 話：098 - 861 - 2336

(2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。

なお、入札説明書の郵送又はFAXによる入手申し込みは認めない。

交付期間：平成23年1月19日(水)から平成23年3月11日(金)までのうち、
閉庁日を除く毎日の9時30分から17時00分までとする。

入手方法：入札説明書は、電子入札システムから入手するものとする。ただし、紙入札方式の参加承諾を得た者には上記4.(1)にて交付する。

交付場所：沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 経理課 契約係

電 話：098 - 861 - 2336

(3) 競争参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

平成23年1月19日(水)から平成23年1月31日(月)17時00分までに電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得て持参あるいは郵送

(書留郵便等の配達記録が残るものに限る)する場合は、平成23年1月31日(月)17時00分までに上記4.(1)に必着とする。

(4) 競争参加資格確認申請書等に関するヒアリングの実施

ヒアリングでは申請書類に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の得点に反映させる。

実施場所：沖縄総合事務局 南部国道事務所 2階 災害対策室〔予定〕

実施期間：平成23年2月14日(月)～平成23年2月16日(水)

ヒアリング時間：別途通知

出席者：配置予定主任担当者

ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・配置予定主任担当者の経歴について
- ・配置予定主任担当者の業務実績について
- ・実施方針について
- ・技術提案について

(5) 競争参加資格確認の通知日

競争参加資格の有無の通知は平成23年2月9日(水)を予定する。

(6) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札は電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は紙により持参又は郵送(書留郵便に限る)すること。

- ・電子入札システムによる入札の締め切りは、平成23年3月11日(金)17時00分
- ・紙により持参の場合は、平成23年3月11日(金)17時00分
- ・郵送による場合は、平成23年3月11日(金)17時00分までに必着
- ・開札は、平成23年3月14日(月)10時00分

〒900-0001 沖縄県那覇市港町2丁目8番14号

沖縄総合事務局 南部国道事務所 入札室にて行う。

5. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金 免除

契約保証金 免除

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

なお、本業務において提出された技術提案について、提案内容として採用したものについては契約書特約事項として添付する。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4.(1)に同じ。

(6) 本業務にかかる落札及び契約締結は、平成23年4月1日とするが、当該業務にかか

る平成23年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の計上とするが、全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。

なお、本件入札にかかる開札は、落札決定を保留した上で行うものであり、落札の決定及び契約の締結は平成23年4月1日とする。ただし、当該業務にかかる平成23年度予算成立が4月2日以降となった場合は、予算成立日とする。

(7) 履行確実性を評価するために、技術提案に関するヒアリングとは別に、履行確実性に関するヒアリングを実施するとともに、技術提案書とは別に追加資料の提出を求める場合がある。

(8) 詳細は入札説明書による。

(9) 暴力団排除について

- ・本業務は、法第2条第7項に規定する民間競争入札の対象であるため、参加者について、競争参加資格として設定されている暴力団排除に関する欠格事由（法第15条において準用する第10条第4号、第6号、第7号、第8号及び第9号をいう。）への該当の有無を沖縄県警察へ照会する場合がある業務である。
- ・沖縄県警察への照会の結果、暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときは、競争参加資格の確認をした後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。
- ・また、照会に先立ち、沖縄県警察からの通報により参加者が暴力団排除に関する欠格事由に該当するとされたときも、競争参加資格の確認を受けた後であっても競争参加資格を満たさない者として入札無効と取り扱われる（すでに落札者として決定されている場合は、当該落札者としての決定も取り消される）ことに留意すること。